# ID:　126

## 担当部署:　住民課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 利用の許可 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町学童保育の実施に関する規則　第5条第1項 |
| **例規番号** | 平成27年規則第19号 |
| 【根拠条文】(利用の手続)第5条　学童保育の利用の許可を受けようとする保護者は、学童保育利用申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。2　町長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上利用の可否を決定し、学童保育利用決定(変更)通知書(様式第2号)により当該保護者に通知するものとする。【基準】根拠条文及び第3条の規定による。(対象児童)第3条　学童保育の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。(1)　小学校に就学している第1学年から第3学年までの児童及び特別支援学級に通学する児童で、保護者の労働、疾病等の理由により適切な監護をうけられないもの(2)　前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたもの |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |